

議案第 9 号

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

第三者行為に係る求償の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、

同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第10条 町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第10条 町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- （2）第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- （3）前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡し

なかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第10条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第11条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第11条 町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又

は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ひとり親家庭等の医療費の助成に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(乳幼児の医療費の助成に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(義務教育就学児の医療費の助成に関する経過措置)

4 第3条の規定による改正後の瑞穂町義務教育就学児の医療費の

助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第7条の2 略 (届出義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u></p> <p>第9条 略 (損害賠償の請求権の譲渡)</p> <p><u>第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。</u></p> <p><u>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u></p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第10条 町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ</p>	<p>第1条から第7条の2 略 (届出義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(助成費の返還)</p> <p>第10条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があ</p>

の者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2)第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3)前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4)前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ひとり親家庭等の医療費の助成に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3及び4 略

るときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第11条 略

第2条による改正

瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第7条 略 (届出の義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u></p> <p>第9条 略 (損害賠償の請求権の譲渡)</p> <p>第9条の2 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。</u></p> <p>2 <u>対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u></p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第10条 <u>町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一</u></p>	<p>第1条から第7条 略 (届出の義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(助成費の返還)</p> <p>第10条 <u>町長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部</u></p>

部(第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2)第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3)前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4)前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略

(乳幼児の医療費の助成に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 略

又は一部を返還させることができる。

第11条 略

第3条による改正

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第8条 略 (届出の義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u></p> <p>第10条 略 (損害賠償の請求権の譲渡)</p> <p>第10条の2 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。</u></p> <p>2 <u>対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u></p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第11条 <u>町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一</u></p>	<p>第1条から第8条 略 (届出の義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>第10条 略</p> <p>(助成費の返還)</p> <p>第11条 <u>町長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部</u></p>

部(第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2)第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3)前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4)前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2及び3 略

(義務教育就学児の医療費の助成に関する経過措置)

4 第3条の規定による改正後の瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表 略

又は一部を返還させることができる。

第12条 略

別表 略